

# 生業創出・事業再建支援事業公募要領

## 1 目的

令和6年能登半島地震で被災した事業者に対し、農林水産物等里山里海<sup>※</sup>の地域資源を活用した魅力ある商品づくりによる事業再建を支援します。

### (定義)

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域  
「里海」とは、人々がさまざまな海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域

## 2 助成対象者

以下の(1)、(2)、(3)のすべてに該当するものを対象とします。

なお、いしかわ里山振興ファンドの他メニューで採択され、現在事業期間中の事業者についても、下記の条件を満たし、事業内容が既採択事業と異なるものであれば、本助成事業への応募が可能です。

(1) 石川県内に主たる事務所、事業所等を有する以下のア～エのいずれかに該当する者  
(県外事業者であっても、主たる事業活動を県内で行う場合は対象とします。)

ア 農事組合法人、農業協同組合

イ 漁業協同組合

ウ 森林組合

エ その他いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めたもの  
(例、社団法人、社会福祉法人、任意団体等)

(2) 上記(1)に該当し、石川県内に居住する者を含む2者以上のグループであって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性から判断して、いしかわ里山づくり推進協議会が実施主体として適当と認めた者

(3) 令和6年能登半島地震で事業用資産の損壊等の直接的被害を受けた者  
※罹災証明書や被災証明書の写し等の提出が必要です。

## 3 助成対象事業

以下の(1)、(2)のすべてに該当する事業を対象とします。

(1) 里山里海の地域資源<sup>※</sup>を活用した商品・サービスの生産再開、改良、販路開拓による事業再建の取組や、新商品・新サービスの市場調査から、開発、販路開拓に至るまでの事業

### 【事業例】

- ・新商品等の生産に必要な機械装置の取得・修理による事業再建
- ・破損した設備機器等の廃棄・処分によるスペース確保を契機とした新規事業の実施
- ・新商品・サービス等の需要調査、研究開発に係る調査分析、開発(試作、研究開発、評価等を含む)、知的財産に係る調査
- ・展示会等の開催又は展示会等への出展、オンラインストア出店等による販路拡大
- ・地域に古くから伝わる伝統技術(製造方法、加工技術、農林漁法など)を活用した事業に新規参入し、その技術を将来にわたり継承する取組

※本事業における「里山里海の地域資源」とは、以下の①～③を指します。

- ① 本県の里山里海で生産される農林水産物及び自生する天然資源
- ② 上記①を原料とした鉱工業品（伝統的工艺品を含む）やその活用のための特有の技術
- ③ 伝統的なお祭り、伝統的工艺品工房などの観光資源

なお、里山里海の地域資源に該当しない場合、助成対象外となりますので、活用する資源が里山里海の地域資源に該当するか否か判断できない場合は、管轄の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室へ事前にご確認ください。

(2) 原則として国又は県から他の補助金等を受けない事業

#### 4 助成内容

事業実施期間	助成限度額	助 成 率	
交付決定日から 3年以内	100万円	従業員 20人以下	助成対象経費の 2/3以内
		従業員 21人以上	助成対象経費の 1/2以内

※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には助成の対象となります。

#### 5 助成対象経費

以下の経費について、助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、管轄の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室へ事前にご確認ください。

費 目	内 容
謝金	委員会等の会議に委員として出席していただいた場合や、専門家に指導・助言等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員等に支払われる経費
特別旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の出席等のための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費</li> <li>・ 会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家（講師を派遣した場合も含む。）に支払われる経費</li> </ul>
会場借料	会議を開催又は展示会事業を行う際、会場費として支払われる経費
会場整備費	展示会事業を行う場合に会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等 製作費	展示会や試作品を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等の製作、あるいはHP作成等のために支払われる経費

広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等（インターネット広告を除く）を活用する費用として支払われる経費
オンラインストア出店・運営費	採択事業で開発した商品等の販売を目的とするオンラインストアの作成や出店、更新、運営及びインターネット広告に係る経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するため臨時的に雇い入れた者の賃金又は派遣労働者の派遣料、その交通費として支払われる経費
保険料	展示会の際に展示品の発送等に掛かる保険料等として支払われる経費
借損料	展示会や試作品等の開発、実験等に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
機械装置等費	事業遂行に必要な機械装置やソフトウェア等の購入・修復に要する経費（ただし、単価 50 万円（税込）未満の機械装置等に限る）
設備処分費	事業再建に向け、作業スペースを確保する等の目的で、事業者が所有する破損した設備機器等を廃棄・処分する、又は借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費（助成金の総額の 1 / 2 を上限とする）
知的財産権取得費	事業遂行に必要な知的財産権等を取得するための経費
コンサルタント費	展示会や試作品の開発などにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査や試作品の開発等を委託する際に支払われる経費
原材料費	試作品の開発や実験等に必要な材料を購入するために支払われる経費
備品費	試作品の開発や実験等に必要な備品を購入するために支払われる経費（ただし、単価 10 万円（税込）未満の消耗品等に限る）
製造・改良・加工料	試作品の開発や実験等に必要な設備の製造・改良・加工を行うために支払われる経費
デザイン料	試作品等の開発に必要なデザインを行うために支払われる経費
実験費	試作品等の開発に必要な実験・分析を行うために支払われる経費
設計費	試作品等の開発に必要な設計を行うために支払われる経費
外注加工費	試作品の開発や実験等を行うために必要な加工等を外注する場合に支払われる経費
その他	上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費

#### ※「助成対象外経費」について

以下の経費については、助成対象外となります。

- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタなど）
- ・お弁当代や懇親慰労の会などに係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費など
- ・常勤雇用者の手当、役員報酬など、組織運営に係る人件費など
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料など
- ・不動産の購入・取得費、修理費等
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

6 採択件数 約10件

7 募集期間 令和6年6月24日（月）～ 令和8年3月31日（火）  
※随時申請を受け付けます。

## 8 審査

### (1) 審査方法

応募者から提出のあった書類をいしかわ里山づくり推進協議会事務局が審査し、採択事業を決定します。

- ※ 事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ※ 審査は非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

<申請から事業開始までの流れ>

- ①事業計画書等の申請書類の提出
- ②事務局において要件等の審査（随時）
- ③事務局から申請者に対して交付決定通知の発出
- ④事業開始

## 9 提出書類等（応募～事業完了）

- ・ 応募の際は、下表の「応募時」欄の書類を提出していただきます。
- ・ 交付申請書や実績報告書は毎年度提出していただきます。
- ・ 以下の提出書類を、事業実施場所の市町を所管する農林総合事務所企画調整室（6ページ参照）までご提出ください。書類の郵送や持ち込み、メールによるデータの提出（事前に担当者のメールアドレス等をご確認ください）等が可能です。

時点	提出書類	備考
応募時	事業計画書	・ 所定の様式で作成してください。 ・ 様式は石川県農林水産部里山振興室のホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/r6koubo_hisaitiikisien.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/fund/r6koubo_hisaitiikisien.html</a>
	応募者概要書	
	構成員等が分かる書類	・ 法人や団体の構成員、所属等が分かる書類、団体の規約
	被害を公的に証明する書類 （右記のいずれか1つ）	・ 罹災証明書や被災証明書の写し ・ 災害復旧を目的とした下記の補助金の交付決定通知書の写しのいずれか ①令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金 ②農業機械再取得等支援事業 ③農業施設復旧事業
交付申請時	交付申請書	※毎年度の交付申請時に提出してください
事業計画変更時	変更承認申請書	※事業開始後、以下にあてはまる場合に提出してください ・ 助成対象事業の主たる内容を変更する時 ・ 助成対象事業の経費配分について、2割を超える増減が発生した時
事業完了時	実績報告書	※毎年度の事業完了時に提出してください

## 10 助成金の交付

- ・採択決定後、30日以内に当該年度の「交付申請書」を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します。その後、毎年度提出していただきます。
- ・原則として、事業期間終了後の精算払となりますが、いしかわ里山づくり推進協議会が必要と認める場合は、交付決定額の8割を限度として、事業期間の途中で交付を受けることができます。

## 11 その他、助成事業の実施に係る留意点等

助成事業に採択された場合は、以下の①から⑩について、ご了承ください。

- ① 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、または助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③ 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。  
これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④ 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 助成事業期間終了後においても、いしかわ里山づくり推進協議会が実施する取組状況等に関する調査に協力しなければなりません。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を停止します。
  - ア 各メニューの要領に規定する助成対象者の要件を満たさなくなった場合
  - イ 事業を途中で休止又は中止した場合
  - ウ 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合
  - エ いしかわ里山づくり推進協議会が実施する実地検査に協力しない場合
- ⑧ 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、いしかわ里山づくり推進協議会が不正受給と判断した場合、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。
- ⑨ 本助成金は税務会計上、収益として計上されるものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税は課税対象になりません）。したがって、関係法令に基づき適正な税務申告を行ってください。
- ⑩ いしかわ里山振興ファンドの他メニューへ応募する際は、本助成事業の採択事業と異なる内容の事業で応募してください。

(書類の提出先)

事務所名	所在地、連絡先	所管区域
南加賀農林総合事務所 企画調整室	〒920-0801 小松市園町ハ108-1 (石川県小松合同庁舎内) TEL 0761-23-1707 FAX 0761-23-1207	小松市、加賀市、 能美市、川北町
石川農林総合事務所 企画調整室	〒924-0864 白山市馬場2丁目113番地 TEL 076-276-0528 FAX 076-276-2745	白山市、野々市市
県央農林総合事務所 企画調整室	〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地 (石川県直江庁舎内) TEL 076-239-1750 FAX 076-239-1720	金沢市、かほく市、 津幡町、内灘町
中能登農林総合事務所 企画調整室	〒926-0852 七尾市小島町二部33番地 (石川県七尾合同庁舎内) TEL 0767-52-2583 FAX 0767-52-3151	羽咋市、七尾市、 宝達志水町、 志賀町、中能登町
奥能登農林総合事務所 企画調整室	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1 (能登空港ターミナルビル内) TEL 0768-26-2320 FAX 0768-26-2331	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町

(公募事業に関する問合せ先)

上記の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室までお願いします。

石川県農林水産部 里山振興室 (いしかわ里山づくり推進協議会 事務局)

所在地 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1631

FAX 076-225-1618